

外観検査基準書	タイプ	投影型静電容量タッチパネル
	品番	標準品ベース (22"を超え 32"以下のサイズ)
	管理No.	@083d

1. 外観基準(カバーガラス、タッチパネル可視エリア共通)

項目	W:太さ W(mm)	L:長さ(mm)	許容個数	総数
線状欠点 (異物、キズ、透明な欠点) 太さ 0.2mmを超えるものは円状 欠点で判定する。透明な欠点と は気泡、※1リント等	$0.2 \geq W > 0.15$	$10 \geq L$	1製品に2個まで	1製品 15個以内
	$0.15 \geq W > 0.1$	$20 \geq L$	φ25mm以内で、他の 欠点を含め1個まで	
	$0.1 \geq W$	$30 \geq L$	不問	
円状欠点 (異物、キズ、透明な欠点) 透明な欠点とは気泡、※1リント 等	$1.0 \geq D > 0.7$		1製品に2個まで	
	$0.7 \geq D > 0.3$		φ25mm以内で、他の 欠点を含め1個まで	
	$0.3 \geq D$		不問	
	D:平均直径=(長径+短径)/2			
汚れ	輪郭がはっきりせず目立たなければ可			

※1リントとは、異物等を核とし、部分的に厚みが変わることにより他の透明部と比較し見え方が異なる欠点

2. ガラス欠け(タッチパネル)

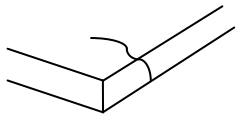
部位	電極部以外の欠け					
判定基準 (大きさによる 区分なし)						
	X	Y	Z	X	Y	Z
	$0.5 \leq X \cdot Y \leq 2.0$ (mm)			$\leq t$	≤ 5.0 (mm)	$0.5 \leq Y \leq 2.0$ (mm)
許可個数	一製品に付き2個以下は合格			一製品に付き15個以下は合格、但し、各側面に付き欠点間が20mmを超えていること		
	$X \cdot Y < 0.5$ mmはガラス欠けとしては不問 但し、銀回路に掛かる場合は不可			$Y < 0.5$ mmはガラス欠けとしては不問 但し、銀回路に掛かる場合は不可		

3. ガラス欠け(カバーガラス)

2項図参照

部位	色印刷部以外の欠け					
判定基準 (大きさによる 区分なし)	X	Y	Z	X	Y	Z
	$1.0 \leq X \cdot Y \leq 2.0$ (mm)			$\leq t$	≤ 5.0 (mm)	$1.0 \leq Y \leq 2.0$ (mm)
許可個数	一製品に付き2個以下は合格			一製品に付き8個以下は合格、但し、各側面に付き欠点間が20mmを超えていること		
	$X \cdot Y < 1.0$ mmはガラス欠けとしては不問 但し、色印刷に掛かる場合は不可			$Y < 1.0$ mmはガラス欠けとしては不問 但し、色印刷に掛かる場合は不可		

4. 進行性ヒビ(タッチパネル、カバーガラス共通)

図解	判定内容
	不良品にする

5. カバーガラス色印刷部外観基準(表面から見て判断)

項目	欠点内容	許容範囲	
色調	色印刷の全体的な色合い	色見本等	
剥がれ	印刷剥がれ	無きこと	
色欠け	印刷がされてない箇所がある	無きこと	
滲み	インクだれ、にじみがある	ガラス端面に掛からないこと	
擦り傷	色印刷部のキズ	ガラス素地が露出していないこと	
色ムラ	色印刷の濃淡	容易に識別できるもの無きこと (4~6秒じっと見て発見できる程度)	
下地の見えるピンホール、印刷部と色が異なる付着異物	D:平均直径=(長径+短径)/2	許容個数	総数
	0.3≥D>0.2 0.2≥D	φ30mm内で2個 不問	1製品につき10 個以内
傾き、ずれ	—	図面公差範囲内であること	

改定日	Rev	改定箇所	改定理由
2013.1.30	b	ホームページに外観検査基準追加	
2013.6.5	c	外観検査基準見直し	ガラスメーカー基準に合せ込み
2014.10.30	d	適用サイズ見直し	大型サイズ制定の為